

八歯発 FAX  
令和2年7月8日

会員各位

八代歯科医師会  
会長 山口 透

## 7月3日からの豪雨被害への対応について

先日の豪雨と球磨川の氾濫で県内の会員診療所で浸水などの多くの被害が出ており、本会会員仲村清範先生の坂本町のなかよし歯科医院も天上まで浸水し近くの橋も流されて通常のアクセスは不能となっております。昨日やっと本人は二見→葉木橋ルートを歩いて現地にたどり着き状況把握できたと連絡を受けました。明日の理事会で本会としての支援について話し合いたいと考えています(現地からレセコンの外付けハードディスクは回収してきたようですが、データを取り出せるかはわからず、7/14までに届け出ると概算請求可能という6日の厚労省通達を伝えていきます。なお、それ以外の被災されていない先生方は通常通り10日までにレセプト提出をお願いいたします)。

それに伴い、被災した坂本の人たちはヘリで救出され、7日16時現在、避難所には千丁コミュセンに37人、トヨオカ地建アリーナ(総合体育館)に233人(球磨の避難民も)受け入れていると聞いています。6日熊本労災病院で第1回対策会議が開かれて、昨日、本会から、備蓄していた口腔ケアのための支援物資を提供したところです。すでに避難所から本会会員診療所に受診した方もあったと聞いています。熊本地震時の保険診療の取り扱いに準じるものと予想されますが、現時点で把握している範囲で主なものを下記に挙げます。

**(1) 保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合は 氏名、生年月日、連絡先(電話番号)、被用者保険は事業者名、国民健康保険または後期高齢者医療保険は住所を医療機関に申し立てることにより受診できます。(問合せ 国保ねんきん課☎0965-33-4113)**

**(2) 新たに有床義歯を製作する場合について、区分番号「M018」に掲げる有床義歯の留意事項通知(13)の「ホ その他特別な場合(災害又は事故等)」に、今般の被災に伴い有床義歯を滅失又は破損した場合も該当するのか？**

**(答) 該当する。**なお、この場合において、有床義歯を再製作するに当たっては、診療録及び診療報酬明細書「摘要」欄に被災に伴う6カ月未満の有床義歯の再製作である旨を記載すること。(6日厚労省通達)

## 厚生局への7月定例報告について

毎年、7月初旬に九州厚生局より、施設基準の届出状況や選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況等についての報告を行うようハガキにて通知があり、記載内容に従って、各自で用紙をダウンロードし、記入後、送付することとなっています。

今年度の診療報酬改定より初再診料が引き上げられましたが、「初診料の注1の規定」を算定している先生は提出にあたり、下記の点にご注意ください。

- ・「様式2の7」の質問3

4年以内に受講した研修を記載します。H30年の改定時に研修を受けられた先生は、その研修を記載します。修了証の添付は必要ありません。

例) 2018/06/03開催 研修会名「歯科外来診療環境体制加算に係る研修」

2018/07/28開催 研修会名「歯科外来診療環境体制加算に係る研修」

- ・「様式2の7」の質問4に記載されている項目の中から該当するものを選んでチェック  をいれてください。修了証の添付は必要ありません。

よろしくお願いたします。

※ その他の施設基準についての質問は個別にご質問ください。

※ なお、用紙の印刷物の郵送を希望される診療所は下記に記入の上FAX返信(0965-31-8026)くださると、近々8月第4週からの学校健診計画表とともに郵送いたします(各自ダウンロード、プリントなさる方は返送の必要はありません)。

報告用紙の郵送を希望します

FAX返信(0965-31-8026)

診療所名

(

)